

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 211,640円

2 賠償の相手方

住所 *****

氏名 *****

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和元年10月12日午後9時頃

(2) 事故発生場所 ふじみ野市苗間40番地21

(3) 事故の内容 ふじみ野市立大井放課後児童クラブの雨どいが強風により外れ、隣家敷地に駐車してあった車両のボンネットに落下した。

(4) 被害の程度 相手方車両のボンネット及びフロントガラスの一部が損傷した。

令和2年1月24日

ふじみ野市長 高 畑 博